

令和5年度財政援助団体等監査結果報告 (指定管理者監査)

1 監査の基準

喜多方市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

3 監査の対象

(1) 指定管理者

喜多方市ふるさと振興株式会社

(2) 所管部局

教育部文化課

(3) 公の施設

喜多方市美術館

(4) 指定管理料

令和4年度 59,185,000円

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会「実務ガイドライン」に定める公の施設の指定管理者監査の着眼点に基づき監査を行った。

5 監査の主な実施内容

喜多方市美術館の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づいて書類審査を実施するとともに、関係職員から説明を受けて実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

ア 書類審査 監査委員事務局執務室

イ 対面監査 監査委員事務局執務室

ウ 備品監査 喜多方市美術館

(2) 日程

令和5年9月8日から同年11月6日まで

7 監査の結果

喜多方市美術館の指定管理業務に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上、改善及び留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。